> 秋田県

C02排出量の見える化

現

工

利

用

能

な

c2015 秋田県んだッチ

詳細要件や申請方法は 裏面をご確認ください。

個別でも併用でも申請可能な **3つの助成メニュー**で取組を応援!

エネルギー管理のプロフェッショナルが 効率的なエネルギー使用方法などを提案!



省エネ診断費・伴走支援サービスの利用料について



活用

例

1/2以内·最大1万円



①省エネ診断(300kL診断) 税抜13,280円

②省エネ伴走支援

税抜24.720円

①+② 税抜38.000円 ➡ 税抜28.000円 (10,000円助成)

①のみ 税抜13, 280円 🖈 税抜 7, 280円

(6,000円助成)

CO2排出量&エネルギー利用状況の記録管理を デジタル化(省力化) & 見える化!

> CO2排出量等可視化 デジタルサービスの導入・利用

新規導入後の月々のサービス利用料について

助 成

1か月当たり 1万円以内



※「省エネ診断の受診」と一緒に申請する場合

最大 9万円に引き上げ!

社内で脱炭素化を先導する人材の育成手段として! 顧客対応で役立つ知識の習得の後押しにも!

> 従業員等による 脱炭素アドバイザー資格の取得支援

従業員等が対象資格を取得した際に、 事業者が負担した受験料などの経費について



1/2以内·最大1万円





※例示用 仮定値

1 補助対象者



県内に事業所を有し、「あきたゼロカーボンアクション宣言」を登録済み 又は補助事業の完了までに登録することを誓約した中小事業者※

※ 会社法人以外の法人(社会福祉法人、医療法人、 学校法人、一般社団法人、NPO法人、農事組合法人、 事業協同組合など) と個人事業主も右表の常時雇用 する従業員数の要件を満たす場合は対象に含みます。

※ みなし大企業は対象外です。

県が登録事業者の脱炭素化の取組を 公式ウェブサイトなどで発信します!



業種の区分	常時雇用する 従業員の数
小売業(飲食店を含む)	50人以下
サービス業(宿泊業)	100人以下
卸売業	100人以下
その他の業種	300人以下

2 補助対象となる経費(消費税及び地方消費税は対象外)

- ① 省エネ診断の受診等
- ② CO2排出量等可視化 デジタルサービスの導入・利用
- > 省エネ診断の診断料
- 省エネ伴走支援の利用料
- > 可視化サービスの利用料

(導入に係る初期費用は除く)



帰県内で活動 する省エネ診 断機関等につ いてはこちら。 美の国あきた ネット (84910)

対象要件:次の1~3のいずれかを満たす事業者が提供するサービスに限ります

- 1 国の補助金が充当されている省エネ診断を実施しているもの(①のみ)
- 資源エネルギー庁「省エネ・地域パートナーシップ」において県内の パートナー金融機関となっているもの(①②)
- 2と連携※して中小事業者向けの省エネ・脱炭素化支援を行っているもの(①②) ※連携協定などを締結している等(他県での連携実績でも可とします)

③ 従業員等による 脱炭素アドバイザー資格の取得支援

対象要件: 次のとおりです

- 環境省認定「脱炭素アドバイザー資格」 であること(認定レベルは問いません)
- 補助対象は合格者2名分(1人当たり1資格)
- > 受験料
- > 登録料
- **▶ セミナー講座の受講料※**
- > 参考図書の購入費※

※資格試験の実施機関が受講や購入を指定、 または推奨しているものに限ります。

3 補助対象期間

交付決定日 から 令和8年3月31日 まで

※対象期間外での契約及び支出は補助 対象外となるため留意してください。

令和7年4月1日より随時申請を受け付けます(※先着順)

補助金申請までの流れ

- 補助金等申請書を県公式ウェブサイト (コンテンツ番号79732)からダウンロード
- 必要事項を記載し申請書と添付書類を 県に提出 (メール推奨)



こちらの二次元コードからも様式の 掲載ページにアクセスできます。 ※Q&Aや記載例も掲載中!

郵送

〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1 秋田県生活環境部温暖化対策課

Eメール

en-ondanka@pref.akita.lg.ip

秋田県生活環境部温暖化対策課 調整・省エネルギーチーム TEL 018-860-1573 / Eメール en-ondanka@pref.akita.lg.jp